

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録第三十一号

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午前十一時四十分開会

委員の異動

六月二十二日

辞任

阿部 竹松君

補欠選任

山崎 昇君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 春蔵君

理事

赤岡 文三君

豊田 雅孝君

近藤 信一君

委員

井川 伊平君

伊平君

近藤英一郎君

宮崎 正雄君

吉武 恵市君

大矢 正君

小柳 勇君

矢追 秀彦君

國務大臣

三木 武夫君

政府委員

通商産業政務次官 堀本 宜実君

中小企業庁長官 影山 衛司君

事務局側

常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の会議に付した案件

○官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案の審査を行なうことにいたしましたので、御了承願ひたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君) 委員の變更について報告いたします。

昨日、阿部竹松君が辞任され、その補欠として山崎昇君が選任されました。

○委員長(村上春蔵君) 衆議院送付の官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案(閣法第一四二号)を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○小柳勇君 先に引き続きまして質問いたします。

本法の第六条で、通産大臣などは各省各庁の長に對して中小企業者の受注の機会の増大をはかるため必要な措置をとるべきことを要請できるとなっておりますが、この要請するといふだけではきつめて弱過ぎて力が足りない。その要請を聞き入れなかつたらどうするの。なぜ総理大臣が官公需契約に關して必要な勧告ができるというにしなければならぬのか。お尋ねいたします。

○政府委員(影山衛司君) 第六条におきまして、通産大臣等が要請をできるということにいたしました。拘束力を設けておりません。あるいは法律の罰則も設けておりません理由は、これは何と申しましても役所間の問題でございますので、単純に要請という形にいたしましたわけでございます。この第四條にもございますように、国といたしましては官公需発注のための方針を策定をいたします

が、その際には各省各庁の長等と十分協議をいたしますし、あるいはその協議した結果の方針案を閣議で決定したわけでございます。そういう閣議決定を経ましたところの方針、それをもとにいたしました要請でございますので、法律上の拘束力というものがございせんども、事実上これは尊重されるというのを前提といたしまして、こういう規定をいたしておるわけでございます。

また、通産大臣等といたしまして、総理大臣といたしましては理由は、先ほど申し上げましたように、閣議の決定ということを前提といたしておりますので、特に総理大臣という規定も設けませんでしたわけでございます。特に通産大臣と、ここに書いてあります「中小企業者の行なう事業の主務大臣」と申しますのは、むしろ受注業者であるところの中小企業者の代弁者としての主管大臣であります。そこできつてまかくいろいろと要請をするといふことのほうが実効があるという意味もございまして、各大臣ということにいたしましたわけでございます。

○小柳勇君 日本社会党の初めの案は、内閣総理大臣は各省庁に勧告できるということを書いてありましたが、質問いたしましたことが、閣議決定であるからと、同列の大臣として要請するんだと、こういうことで確認してまいりました。同時に、われわれ社会党の案は、自治大臣が各地方庁に對して勧告するといふ案を持っておったのであります。この本法では、地方庁に對する要請権というものを書いてないが、本法の中に含まれておると理解していいかどうか、お答え願ひます。

○政府委員(影山衛司君) 第七條におきまして、地方公共団体の施策は国に準じて行なうという規定のいたした方をいたしましたのは、中小企業基本法の第四條及び第五條を通じて、やはり地方公共団体は国の施策に準じて中小企業対策を行なうべしという規定がございまして、その規定のしき方にならうて規定をいたしたわけでございます。実質上はこの第七條によりまして、自治省を通じて地方公共団体の協力を求めて、実際上行なうように実施をいたしていきたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 次は、第七條のこの「準じて」といふことばについて説明を求めたいと思ひますが、第七條の「地方公共団体は、国の施策に準じて」とあるのは、第三條から第六條に至る各条項に關して、すべて準じて実施するようにつとめる義務があるといふわけでしょうか。すなわち、各地方庁でも方針を決定し、公表すべきものであるか。

また地方庁の長は、自分の県内または市内の中小企業者のために、各省の大臣や公団などに要請できるのか。次に、実績の通知を行なうことになるのか。以上この三條から六條にわたつて、「準じて」といふ解釈について説明を願ひます。

○政府委員(影山衛司君) 先生御説のとおりでございます。まず第三條におきましては、地方公共団体も受注機会の増大の努力を行なうということと、この条項に基づいて努力をしていくわけでございます。また第四條におきまして、各地方公共団体はその実情に應じて方針を作成して、また中小企業者の受注の確保についての推進を行なうといふことも、この規定に準じて行なうこととございます。また、実績の概要の通知も、第五條に準じて、各地方公共団体が中小企業との間でした契約の実績も把握いたしまして、これを自治省を通じて通産大臣に通知をしてもらうといふことになるわけでございます。それから第六條の各省各庁の長等に対する要請は、やはり各地方公共団体内部におきましては、中小企業担当部局がその契約の会計担当部局に對しまして、中小企業者の受注機会の増大をはかるように要請をするといふようなことで、全く

同様なやり方をするということになっております。

○小柳勇君 第七条で、この国の施策に準じて、中小企業者の受注機会を増大させるように地方公共団体が国に準じてつとめる、こういうことであるが、地方庁は必ずしも十分な予算を持っておらない。かりに予算があつても、一時的に都道府県の金庫の事情によつて現金不足などで支払いが遅延することもあり得ると思ふわけだ。そういうときに、国などが地方をして中小企業に支払いを早くするよう働きかけるときに、資金をあっせんしてやるなどの親心を持たないと、地方庁では支払いを延ばしても工事などを引き受けてくれる大企業に多く発注することになりかねないと思ふ。金のために、中小企業を育成したいけれども、金のめんどろまで見れぬから、大企業に発注するといふ、そういうことになりがちであるが、そういうときには国は何かの方法で地方庁を支援することはできないのかどうか、お聞きいたします。

○政府委員(影山衛司君) 先生御承知のように、本年度におきましては、財政支出を通じて景気の回復策をはかつておるわけでございますが、特にこの公共事業費の施行の關係につきましては、これを繰り上げて施行促進をはかつておるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、地方公共団体の資金需要が、資金が不足をしていくというふうな場合も考えまして、国庫補助金等の概算払いについて特例を設けておりまして、事業費の三〇％相当額を概算払いができるというふうな特例措置も講じておりますし、それから起債につきましても、資金融通のときからおおむね三月以内の支出見込み額を考慮いたしまして、前貸し資金を供給できるというふうな措置も講じてございます。また財政の調整資金という制度もございまして、資金運用部資金の短期資金を地方公共団体の現金の一時的な不足を調整するためにこれを貸し付けができるというふうな制度もございまして、そういう諸制度も弾力的に活用いたしまして、中小企業に対する地方公共団体の発注が円滑に行なわれるように、中小企業者のほうに確保ができ

るようになつておるに、この措置も講じてまいりたいというふうに考えております。

○小柳勇君 以上で各条に対する私の問題点は一通り質問いたしましたわけですが、総括的に大臣に質問いたしたいと思います。

いま中小企業が困つておるのは三つありまして、一つは金、次は仕事、次は人でありまして、金の面については、先般の予算委員会、また商工委員会でも質問いたしまして、逐次手厚い保護が加えられつつある。なお足らない面もありまして、それらについて、そういう点は将来にわたつて善処してもらいたい。それから第二の仕事の面が問題になりました。それで一番問題は、この法律が、先般も長官に申し上げましたように、受け身の形で、中小企業が受注の機会を与えられるという立場で書いてあると思ふのです。その背後には中小企業の仕事がありつぱで、安くて、という前提があるわけだ。その前提に立つて受注の機会を確保するようにつとめようといふことである。私もいさゝか望むのは、この官公需を発注するという内閣の方針で、官公需はなるべくこういふ方向で発注しない、そういう法律を望むわけだ。これは将来の問題としてひとつ検討してもらわなければならないわけだ。中小企業が受注の体制を整えて、そこから受注を確保するという形で書かれたこの法律は、早晩改正してもらわなければならないと思ふんです。第三点は、先般も申し上げましたように人が確保できない。これは参考人もある述べられたように、人が確保できない。それは中小企業では身分的にも非常に不安定である。それから給料も安い。したがって第一の身分的に不安定といふのは、社会保険の適用などですが、これは社会労働委員会でもわれわれがしつとつづきまして、五人以下の事業所にも社会保険を適用するように要請はしておりますけれども、官公需の出先機関の人手が足りない。指導ができないわけだ。したがって、われわれが知る範囲の中小企業には事務組合などをつくらせまして、なるべく社会保険に入るように働きかけておりますけれども、これも

政府がもう一歩前進しなければできない。たとえは福岡県があれだけの大きな県で、いまモデルでやっているのは八幡と小倉ぐらいのもので、それに労働省が力を入れてやっている。だから小さい県でも一県一カ所ぐらいしかやっていないのですよ。モデル的にやろうといふ努力をかけています。労災保険でも五人未満は手厚い保護を受けていない。そういう点は、これは内閣として積極的に働きかけて、これは労働省だけではできない。大蔵省も、内閣全体の問題として処理してもらわなければならぬ。

それからもう一つは貸金の問題ですが、最低賃金法があるではないかとおっしゃるかもしれませんが、これはほんとうは最低賃金法ではないのです。これはILOでも正式に認めておりませんけれども、業者間協定というものはその地区で業者が申し合せて、自分たちの腹さぐりをして申し合せて、自分の腹が痛まないような程度で妥協するわけだ。そのときには、その相場賃金は上に上がつていきます。そうしますと、最低賃金をつくつても無意味です。それがあつたら学校に募集広告を出して、採用かという採用されないわけです。業者間協定の最低賃金制なるものと大企業の初任給とは雲泥の差があります。格差があります。願わくは、この業者間協定にきめるところの最低賃金というものを大企業の初任給まで上げなければ、若い労働力を確保できないということになります。これは、では業者がやれるかということ、やれません。能力がないのです。一番大事なものは、官公需を発注するならば、大企業の初任給に見合うところの賃金コストに初めに接近させておかなければ官公需を受けても損するわけだ。その指導をしなければならぬ。したがって、いますぐ全国一律の最低賃金制ができないならば、われわれはこれをつくらなければならないと思つておりますけれども、いますぐできないならば、せめて設計のとき官公需について人夫賃なり、あるいは賃金のコストを、少なくとも大企業の最低賃金、大企業の初任給なり、あるいはそれ以上にせ

よというぐらゐのことをこの法律の裏づけにしておかなければ、この法律は実質的には骨抜きです。人が集まらないから仕事ができない、仕事ができないから官公需の受注ができないというたらい回しをいたします。だからこの法律は、私も一応第一歩の法律としてこれを認めますけれども、その裏にはそういう根本的な問題がありますから、早急にその裏づけをいたさなければならぬ。繰り返して言いますけれども、金と仕事と人、この中で一番大事なことは人を確保することではないか。それには官公需の賃金コストを計算する場合に、少なくとも大企業の初任給のところを最低としてコスト計算をして受注する、それだけの指導をしなければこの法律の値打ちはないと思ふのです。その点についての大臣の見解を聞いておきたいと思ふます。

○国務大臣(三木武夫君) 金、仕事、人の三つの問題、いずれも言われることは重要な問題であります。その中でも人の問題が一番重要であるというお話であります。これはどういふふうに入手不足になつてまいりますと、やはり中小企業だからといって低賃金で人を集めるわけにはいかない。そのためにはやはり中小企業の近代化とか協業化とか、いずれにしても大企業に匹敵するだけの賃金を与えるということでは長続きはしない。そういう点で、本質的にはその問題というものは中小企業の体質の改善というものと結びついて、それが改善ができるならば、大企業よりも中小企業のほうが、働くものにも、何か大企業なら機械的にやつておるのに、中小企業というものは興味のあつた職場でもある、諸外国なんかでも大企業より中小企業で働く、非常に進んで中小企業に働きたいというふうな傾向も起つておるわけでありまして、やはり自分の創意くふうというものが発揮できる余地がありますから、そういう点でいま言つたような体質の改善ということが本質的にある。これは来年度におきまして、もっとやはり中小企業の体質改善に關係する施策というものを強化していきたいというふうに答えております。まあ

かし、工事が起こりますと、必ず例外なしに大手にいて、中小企業者にはほんとうに調子よくことが少ないように考えられる。そういう事情が同じ官庁の中でございまして、私はこれは同じ政府の中の一機関でございまして、建設省の地建で持つておる調査資料と申しますか、これは各省でも貧弱なところでは十分利用して、これを信じて、そしてできるだけそういうスタッフがいないところも地方の中小企業者に発注するようにできるだけやっつけていかなければ、いつまでたっても大手ばかりが独占しているという実情があるわけでございます。具体的な例は幾らでもございまして、これはなお第六条で中小企業者に対する受注の機会を増大するための措置を通商産業大臣といまして要請することができるとなっておりますので、今後こういふ計画を立てられます際には、政府内部におきまして、政府内部におきましてそういう発注を全部政府全体として見て、中小企業にできるだけ発注ができるように政府として御措置をお願いしたいと思います。まあこの点について大臣の御感想があればお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) この法案が国会で通過いたしますれば、この施行にあつて、閣議においてこの法律の精神を体して、各省庁が中小企業に対する発注の機会の増大に努力をしてもらうことを閣議において私は注意を喚起したいと思ひます。そうして實際問題としては、地方の出先については、政府全体として一つの法案を提出した政府としての道義的責任があるわけでありまして、各セクシヨナリズムにとらわれる必要はないので、協力し合つてこの法律の精神にかなうように努力するような注意を喚起したいと考えております。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

第九部 商工委員会議録第三十一号 昭和四十一年六月二十三日【参議院】

それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○豊田雅孝君 私は、以下述べますような希望を申し述べて本案に賛成するものであります。

と申しますのは、官公需発注確保についての中小企業基本法に明記はありましたが、これも、これが裏づけの法律は全然いまだでなかつたのであります。今回これが制定せられるに至りましたことは、まことに中小企業界のために喜びとすべきだと考えるものであります。しかしながら、判定せられんとしておりますこの法律案の内容は、基本方針を明示いたしましたものであります。これが運用にあたりましては、具体的効果をいかにしてあげるかということが最も重大なる問題に相なると考へるものであります。したがって、これが審議にあたりまして要望のありました事項につきましては、政府内部において十分に考慮を払われて、これが具体的措置の裏づけを早急に願ひたいと考へるのであります。特に発注基準、これは金額あるいは企画等につきまして発注基準をつくり、さらにまた共同受注をいたします協同組合の結成指導、特に発注官庁に中小企業担当官を設置して、これを中小企業庁において統括し、これが推進に当たるといふような具体的裏づけ措置が最も肝要だろふと考へるのであります。これについて急速に措置を講ぜられるよう特に要望いたします。本案に賛成するものであります。

○近藤信一君 私は日本社会党を代表いたします。本法案に賛成するものであります。

自民党政府は、口には中小企業対策の重要性を唱えておりますが、その実体はいつも大企業擁護でありまして、中小企業庁の調査では、昭和三十八年度の中央官庁の官公需調達の手当は大企業が六七・三%、中小企業が三一・九%という実績が出ておるわけでありまして。こういう状態が政府の真の姿であります。これを改善して、中小企業に相当部分の発注を確保することこそ國がなすべき最も手近な政策と言ふべきであります。わが党は

この点にかんがみまして、すでに第四十六国会に官公需の中小企業者に対する発注の確保に關する法律案を提案し、また今国会にもその審議を求めてまいつたのであります。「官公需を中小企業へ」ということは、中小企業界の共通の叫びであり、國がこれに対してあたたい手を差し伸べることは、時代の要請でもあつたわけでありまして。政府もようやくこの要請にはこたへべきであると悟りまして、今国会におくればせながら本法案を提出するに至りましたことは、長年のわが党の正論に同調したといふこと言へます。いま可決されようとしてゐる法案は、政府提出案でありますけれども、その大筋においては、わが党案の主張もとり入れられてありますので、ここに喜んで賛意を表する次第であります。しかし細部の点については、なお若干の不満がないわけではありせん。たとえば、本法案が受注の確保と言ひながら、実は受注の機会の確保にすぎないなど、一まつの不安があることは、すでに同僚小柳委員が質疑の過程で申し上げておりますので、それを省略いたしますが、要するに、全体を通じて抽象的な配慮規定があまりにも多く、受注の確保が具体的にどこまで実現されるか、まだ問題が多く残されていゝるということでありまして。したがって、本法案が成立しても、それが所期の効果をあげ得るかどうか、こういうことは一にかかつて運用のいかんにあります。各官庁、公団、公社、地方官庁等発注側の心がまえにあると思ひます。官公需を中小企業者に対して発注することは、これは決して中小企業者に対する発注者の恩恵ではない。むしろそうすることが発注者の義務であるといふふうにか考へるべきである。私はかように信じているのであります。

とにかく、本法は、生かすも殺すも運用にある。このことは、いま同僚豊田委員も言われましたように、今後の運用いかんによつて、私はやはりそうしたこと非常に重大になつてくるんじゃないかと思ひます。その意味で、非常な熱意をもつて本法案を提出されました三木通産大臣は、本法

が真に中小企業のためになり、ひいては日本經濟の健全なる発展に資するよう、その運用にも十分の熱意をもつて当たつてもらいたいのであります。以上、要望を申し添へまして、賛成討論を終わります。

○委員長(村上春蔵君) 他に御意見もないようございまして、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

「賛成者挙手」

○委員長(村上春蔵君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて衆議院送付となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工業業を営む者の営業所の登録等に關する法律案(衆)

電気工業業を営む者の営業所の登録等に関する法律案

電気工業業を営む者の営業所の登録等に関する法律案

第一条 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

第一條 この法律は、電気工業業を営む者の営業

所について登録の実施、電気工事管理者の設置その他の措置を定めることにより、電気工事業者の運営の適正化を図り、もつて一般用電気工作物の保安の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「電気工事」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十六条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。）を設置し、又は変更する工事をいう。

2 この法律において「電気工事業者」とは、業として電気工事を行なうことをいう。

(登録)

第三条 電気工事業者を営んでいる者又は営もうとする者は、営業所ごとに、その営業所の所在地の属する都道府県に備える電気工事業者登録簿に登録を受けることができる。

(登録の申請)

第四条 前条の規定により営業所につき登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

- 一 名称又は商号
- 二 個人であるときはその者の氏名及び住所、法人であるときは主たる事務所の所在の場所及びその代表者の氏名
- 三 営業所の名称及び所在の場所
- 四 営業所に置かれる電気工事士（電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第三条に規定する電気工事士をいう。以下同じ。）の氏名及びその者が交付を受けた電気工事士免状の交付番号
- 2 前項の登録申請書には、営業所に同項第四号の電気工事士が置かれることを誓約する書面を添附しなければならない。
- 3 第一項第四号及び前項の規定の適用については、登録申請者（法人である場合においては、その役員）が電気工事士であり、かつ、みずから

ら当該営業所の業務に係る電気工事の作業に従事する者であるときは、その者は、当該営業所に置かれる電気工事士とみなす。

4 登録申請者は、政令で定めるところにより、登録手数料を都道府県に納めなければならない。

(登録の実施)

第五条 都道府県知事は、前条第一項及び第二項の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を電気工事業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、登録を拒否しなければならない。

- 一 営業所に二人以上の電気工事士が置かれていないとき。
- 二 登録申請書又はその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
- 2 都道府県知事は、登録申請者が第九条第一項第四号又は第十四条第一項の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から一年を経過しない者であるときは、登録を拒否することができる。
- 3 第四条第三項の規定は、第一項第一号の規定を適用する場合に準用する。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第七条 第五条第一項の規定により営業所につき登録を受けた電気工事業者を営む者（以下「登録電気工事業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、

遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 登録電気工事業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を当該営業所につき登録をした都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該変更が電気工事士の増員又は交代等によるものであるときは、申請書に第四条第二項に規定する書面を添附しなければならない。

3 前二条の規定は、変更の登録の申請があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第八条 登録電気工事業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、三十日以内に、その旨を当該営業所につき登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 営業所に係る電気工事業者を廃止したとき
当該電気工事業者を営んでいた個人又は当該電気工事業者を営んでいた法人の代表者
- 二 死亡したとき
相続人
- 三 法人が破産により解散したとき
破産管財人
- 四 法人が合併により消滅したとき
法人の代表者であつた者
- 五 法人が破産又は合併以外の理由により解散したとき
清算人

(登録の消除)

第九条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、当該営業所に係る登録を消除しなければならない。

- 一 登録の消除の申請があつたとき。
- 二 前条の規定による届出があつたとき。
- 三 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。
- 四 偽りその他不正の手段により登録を受けた

ことが判明したとき。

2 第六条第四項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に準用する。

(電気工事業者登録簿の供覧)

第十条 都道府県知事は、電気工事業者登録簿を公衆の閲覧に供さなければならない。

(登録電気工事店等の名称)

第十一条 登録電気工事業者は、登録を受けた営業所について、登録電気工事店その他登録を受けた営業所であることを示す名称を用いることができる。

2 前項に規定する場合を除いては、何人も、登録電気工事店その他登録を受けた営業所であることを示すような名称を用いてはならない。

(電気工事管理者)

第十二条 登録電気工事業者は、電気工事の設計、施工その他の電気工事に関する業務を管理させるため、登録を受けた営業所ごとに、電気工事管理者を置かなければならない。ただし、登録電気工事業者がみずから電気工事管理者となつて管理する営業所については、この限りでない。

2 電気工事に関する業務の管理に必要な知識及び経験について通商産業省令で定める一定の要件を備える者でなければ、電気工事管理者となることができない。

3 登録電気工事業者は、電気工事管理者を置き、又はみずから電気工事管理者となつたときは、十五日以内に、当該営業所につき登録をした都道府県知事に、その電気工事管理者の氏名又はみずから電気工事管理者となつた旨その他通商産業省令で定める事項を届け出なければならない。電気工事管理者に変更があつたときも、同様とする。

(電気工事の施行に関する帳簿書類の保存)

第十三条 登録電気工事業者は、通商産業省令で定めるところにより、登録を受けた営業所ごとに、電気工事の施行に関する帳簿書類を保存しなければならない。

(監督処分)

第十四条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げるときは、当該営業所に係る登録を消除しななければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一 第六条第一項第一号に該当するに至つたとき。

二 登録電気工事業者が第十二条第一項の規定に違反したとき。

2 第六条第四項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に準用する。

(報告及び検査)

第十五条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録電気工事業者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に登録を受けた営業所について登録電気工事業者の業務に係る帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

二 第十一条第二項の規定に違反した者

三 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第十九条 第八条又は第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第十一条第二項に規定する名称を用いている者については、同項の規定は、この法律の施行後六箇月間は、適用しない。

六月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願(第二八九七号)

一、特許法の一部を改正する法律案及び実用新案法の一部を改正する法律案に関する請願(第二九二六号)

一、がん具、雑貨の輸出貿易振興に関する請願(第二九三九号)

第二八九七号 昭和四十一年六月十一日受理

群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町六五群馬県知事 神田坤六外一名

紹介議員 近藤英一郎君

理由 渡良瀬川流域の鉄毒被害は、足尾銅山の操業の歴史とともに七十余年にわたつて紛争を続け、被害耕地は、本県の東部に位置する桐生市、太田市、館林市、新田郡及び邑楽郡にわたり、その面積は七千二百ヘクタールの広範囲となつてゐる。

被害は、農作物、魚類あるいは上水道用水にあらわれ、なかでも水稲、麦類は年間約三億円の減収となつてゐる。この被害も客土、深耕、用水改良等県及び地元農民の懸命の努力にもかかわらずなおかつ防止できない現状である。

国においては昭和三十一年以来、経済企画庁の水質審議会第六特別部会を中心に水質の調査、検討を進めているが、いまだに設定に至らず、その早期設定は地域関係住民の渴望するところである。

第二九二六号 昭和四十一年六月十四日受理

特許法の一部を改正する法律案及び実用新案法の一部を改正する法律案に関する請願

請願者 東京都千代田区三年町一弁理士会 会長 奥山恵吉 紹介議員 八田 一朗君

今国会に提出されている特許法の一部を改正する法律案及び実用新案法の一部を改正する法律案はその成立をさせて、さらに慎重に審議されたい。もし両法律の一部改正がやむを得ないとするならば、本会の左記要望事項を全面的に実現されたい。

特許法の一部を改正する法律案についての要望事項

一、手続の却下の規定(第十七条)については現行法どおりとすること。

二、手続の補正の規定(第十八条)については、特許出願が審査の結果拒絶査定を受け、その査定に対する審判を請求した場合に、明細書及び図面の補正ができるようにすること。

三、出願の分割の規定(第四十四条)については、明細書及び図面の補正の規定と同一にすること。

四、拒絶理由の通知の規定(第五十条第二項)は削除すること。

五、先願の地位の規定(第三十条第一項)は現行法どおりとすること。

六、特許異議の申立の規定(第五十五条)について

ては現行法どおりとすること。

七、特許要件の規定(第二十九条第一項第三号)は現行法どおりとすること。

実用新案法の一部を改正する法律案についての要望事項

一、実用新案の登録出願に対しては審査資料の範囲を限定して簡易実体審査をする規定を設けること。

二、手続の補正の規定については特許法と同様にすること。

三、出願の公開の規定(第十条の二)を存置されるならば、出願後三ヶ月以内限り明細書及び図面の補正を認めること。

四、拒絶査定に対する審判請求の際出願の分割の規定を設けること。

五、特許出願から実用新案登録出願に変更することができ規定を設けること。

六、効力の確認の審判の規定(第三十六条)は削除すること。もし存置するならば、審判期間をできるだけ短期間に法定すること。

理由

一、両法律案に対する審議はまだ不十分であり、しかも両案には法的欠陥が多い。

二、万が一これが施行されるときは、特許行政上大混乱を招くおそれがあるだけでなく、工業所有権制度本来の目的に反し、産業界の将来に對しまことに憂慮にたえない。

三、両法律案提出の最大の目的とされた滞貨処理については、所期の目的を達成し得ないものと判断される。

四、両法律案の成立をさせ得ないならば、これらの欠陥を最小限度にとどめるため、前記の要望事項が全面的にいれられなければならない。

第二九三九号 昭和四十一年六月十四日受理

がん具、雑貨の輸出貿易振興に関する請願

請願者 長野県更級郡川中島町大字上水鉤 一、一九九徳永栄器工業株式会社 代表取締役 徳永教之輔

第九部 商工委員会会議録第三十一号 昭和四十一年六月二十三日 【参議院】

七

紹介議員 小山邦太郎君

がん貝、雑貨の輸出貿易振興のため、左記事項の実現を図るよう要望する。

一、対外為替レート三百六十円を七百二十円に切り下げる事。

二、がん貝、雑貨の輸出品検査制度を廃止すること。

三、中小公庫輸出資金貸付制度を簡易化すること。

四、輸出業者への貸付金の金利を全面的に半減すること。

五、輸出貿易経営者及び従業員所得税を年限を付して免税すること。

六、最高輸出会議の組織と内容を改正すること。

理由

中小輸出品製造業者並びに商社は、戦後、民間貿易再開と同時に輸出貿易の振興と発展に努力してきたが、昭和三十年以降、物価と賃金の急速な上昇により輸出貿易は窮地に追込まれている。

日本と経済の異なる外国へ商品を売るといふ輸出貿易では、日本の物価や賃金がどのように上昇しても、それを理由に値上げが出来ないのが常識であり、一方的に値上げをすれば、バイヤーは日本から商品を買わない。ホンコン、マカオ、韓国、台湾等は日本より安い商品を売っている。したがって中小輸出貿易経営者は、常に会社の信用を維持するため心身を休める暇もない。

(一) については、昭和二十五年と現在の物価と賃金の倍数を考えると現行レートは不合理である。

(二) 現制度は中小企業者の良識を無視し、かつ船積期日等輸出振興を阻害する違憲制の度である。

(三) 現在輸出資金は銀行の代理貸で行なわれているが、その方法は銀行の一般貸付と同様で過去の業績が悪いと借りることができない。

(四) 昭和二十三年以来、苦しい経営を続けながら外貨の獲得に協力した功績を償う意味で金利を引き下げる事は輸出振興を奨励する事にも通ずる。

(四) 貿易再開以来、薄利薄給を考えず、輸出事業に従事、外貨の獲得に従事した経営者、従業員を国家復興の功労者として当分の間、所得税を免することは信賞必罰を明示する意味で当然である。

(六) 最高輸出会議に中小輸出業者を参加させないのは理解に苦しむ。中小輸出業者から適任者を選出し、上下双方に有益かつ公平な会議を開催するのが民主政治である。